

電気通信分野における競争ルール等の 包括的検証に関する特別委員会

ネットワーク中立性に関する研究会
プラットフォームサービスに関する研究会 合同開催

主査ヒアリングにおける主な意見

2018年12月21日

事 務 局

主査ヒアリングにおける主な意見

曾我部真裕 京都大学大学院法学研究科教授

- 個人情報¹の広く深く継続的な収集と、AIによるプロファイリング等により、個人がプラットフォームによる影響を過度に受けて操作され自律が脅かされる事態が生じうる。プライバシーの問題とプロファイリングの問題の結合、プロファイリング・格付けによる個人の操作の問題、個人の排除(平等)の問題にも留意されるべき。
- プロファイリングの進展は個人が多様な情報に接する機会を減少させ、自律能力の展開の阻害、民主政の前提となる公論の場の脆弱化(表現の自由の問題とも関連)となるおそれがある。
- 国家による時代状況に応じた適切な規律が求められる。

- SNSは民間事業者のサービスであるが、多くの人々にとって表現活動の重要な場となっている。
- 民間事業者が運営する場では、どのような表現を許容するかは、営業の自由の観点から自由であるはず。一方で、ユーザの表現の自由の観点からは、民間事業者による管理権限は制限されうるのではないか。
- プラットフォームが問題のある表現を放置するような場合、憲法上可能な範囲で、国家がプラットフォームを規制することも一般論としては否定されない。フェイクニュースやヘイトスピーチの問題はこの文脈に位置付けうる。

日本マイクロソフト株式会社

- ネットワークにおける情報流通は、事業者の「フリーハンド」による「民営化」されたコントロールの上で成り立っている。
- この中で、有害コンテンツからの利用者の保護や高度化し続けるセキュリティ上の脅威への対処にあたり、コンテンツ管理や利用者情報の利用についてどのように適正化・透明化を図るかは事業者にとっても課題。

『民営化されたコントロール』

- セキュリティの向上
- 児童ポルノなど害あるコンテンツからの保護

利用規約の適用によるフレキシブルな情報管理



- 恣意的なコンテンツの検閲
- ユーザープロファイリング
- ユーザーデータの活用

利用規約の適用によるフレキシブルな情報管理

主査ヒアリングにおける主な意見

LINE株式会社

- LINEの月あたりのアクティブユーザーは7,800万人以上であり、日本国内の「生活インフラ」として定着。
- LINE株式会社は、電気通信事業法における「通信の秘密」を遵守し、ユーザー間のトーク内容の閲覧は行っていない。
- また、ユーザデータの取扱いや利用に関する基本的な方針としてプライバシー原則を公表するとともに、技術及び社内制度の両面で厳格なユーザデータの管理を実施。
- 仮に事業者間でユーザデータの取扱いに関し法令適用に差異があるのであれば、公正競争の観点からは是正すべき。

LINEのプライバシーポリシーは、以下の原則を基本的な方針としています。

1. LINEは、個人情報を取得するにあたってその取得項目を特定し、個人情報の取得・利用・提供にあたってはユーザーの同意を得るようにいたします。
2. LINEは、個人情報の利用にあたってその利用目的を特定します。
3. LINEは、利用目的を達成するために必要な情報のみを取得するようにいたします。
4. LINEは、ユーザーの同意、または法律が許可もしくは強制する場合を除いて、取得した個人情報を利用目的を越えて利用したり提供したりすることはありません。
5. LINEは、ユーザーのデータが正確／完全／最新であるよう努めます。
6. LINEは、ユーザーのデータが安全であるよう必要なセキュリティ上の措置をとります。
7. LINEは、ユーザー・データの取扱いに関する方針（ポリシー）と実践（プラクティス）について可能な限り透明性が確保されるようにいたします。
8. LINEは、ユーザーが自らのデータにアクセスできるように、また適切に修正できるようにいたします。
9. LINEは、アカウントビリティの確保につとめます。

ヤフー株式会社

- 各産業においてデータとAIの利活用が進展する中で、海外事業者はメール等の情報から様々な新規のサービスを生み出している。
- ヤフー株式会社においても様々なデータの利活用を進めているが、その際には利用目的等を平易明確にして利用者から同意を取得している。
- データ利活用のルールにおいて海外事業者との間で差が生じ、国内事業者に不利益な競争環境が生じているおそれがあり、通信の秘密に関する規律についてイコールフティングを図るべき。

日本の消費者に向けて、同じサービスを提供していたとしても、日本国内からサービス提供する場合と、外国からサービス提供する場合では、適用される法律が異なる（一国二制度：一つの国内で異なる二つの制度に基づく）ことがある

特に、インターネットサービスは、容易に国境を越えてサービス提供がされるため、頻繁に「一国二制度」問題が起こり得る



主査ヒアリングにおける主な意見

Apple Inc.

- プライバシーは基本的人権のひとつであり、顧客のプライバシー保護はかつてないほど重要となっている。
- プライバシー保護に関し、①個人データ収集の最小化、②デバイス上での処理、③透明性とコントロール、④セキュリティ、の4つの柱で取り組み。
- その実例として、Apple社の地図アプリ、アプリストア、パーソナルアシスタント、ウェブブラウザ等におけるプライバシーの取扱いや、ウェブブラウザにおけるトラッキング防止機能等の最新技術について説明。
- 各種のIoTデバイスにおいても多数のプライバシー問題が生じていることから、製品設計の初期段階で対策を組み込み、プライバシーへの影響を最小化することが重要。

主査ヒアリングにおける主な意見

曾我部真裕 京都大学大学院法学研究科教授

- グローバルなプラットフォームは、国家とは別に個人を把握する巨大な中間団体となりつつあり、サイバー空間と実社会の空間とのシームレス化が進展する中、プラットフォームがより全人格的に個人を把握する可能性がある。
- プラットフォーム・個人・国家の三面関係の中では、国民に対して日本国憲法上の価値(人権保障など)を保障し、そのために規制等を行う国家の働きが求められるのではないか。
- イコール・フットイング問題は、国内外の事業者の公正競争のためのみならず、個人の権利・自由の保障の観点からも重要。
- プラットフォームの濫用的振る舞いは競争環境下では抑制される可能性があり、個人の自由の保障の観点からも競争を促進する規制が一定程度有効。他方、それでも不十分な場合には、直接規制や、直接・間接規制の組み合わせもありうる。
- グローバルプラットフォームの規制を視野に入れた場合、法律の規律密度を向上させた上で、共同規制の在り方を探るなど、行政の在り方もよりそれに適したものに転換を図る必要があるのではないか。

LINE株式会社(再掲)

- 仮に事業者間でユーザデータの取扱いに関し法令適用に差異があるのであれば、公正競争の観点からは是正すべき。

ヤフー株式会社(再掲)

- データ利活用のルールにおいて海外事業者との間で差が生じ、国内事業者に不利益な競争環境が生じているおそれがあり、通信の秘密に関する規律についてイコールフットイングを図るべき。